

2025年12月29日

株式会社山梨中央銀行

証券取引関連約款の一部改定について

今般、下記のとおり証券取引に関する約款を一部改定いたします。

なお、改定後の約款は、既にお取引いただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 改定する約款

- (1) 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
(改定後の約款名称：非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款)
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

2. 改定日

2026年1月1日

3. 改定理由

令和7年度税制改正を受け、NISA制度が改正されることに伴い、改正後の制度内容に則して、約款の表記を変更いたします。

4. 約款の改定内容については、こちらからご確認いただけます。

- (1) 新旧対照表「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」
- (2) 新旧対照表「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」
- (3) 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」(改定後全文)
- (4) 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」(改定後全文)

以上